

新たなビジョンについての審議会委員意見と県の考え方(9/24㍻、第1回審議会、ビジョン素案)

No.	頁	該当箇所	意見内容・理由		委員名	県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
			新たなビジョン(素案)に関する意見						
1	2	全体	全体	地域福祉計画が法定計画であり、高齢者福祉や障がい者福祉の上位計画であることを保健福祉部内でもっと周知浸透させ、各個別計画との整合を図る必要がある。	関委員	御意見のとおりと考えます。 各個別計画の関係を体系図にして掲載いたします。	○	社会福祉課 保健福祉総務課	P.84
2	3	全体	全体	(意見) ・新型コロナによる生活等への支障がなくなったら、コロナ対応の記述を書き換えるのか 【理由】 計画期間が9年と長いため	星委員	基本的には長期的な視点での計画作成に努めますが、御意見のように、社会情勢に大きな変化があった場合には、計画期間内でも柔軟に見直しを行います。		保健福祉総務課	
3	4	全体	全体	(意見) 毎年、審議会にも報告し広く周知することのだが、この復興ビジョンへの追記とか改定はないのか。また、時間の経過や社会の変化によって目標値が達成できたあとはそのままなのか。新しい項目や目標値を設定する必要性はないのか。時間の経過や社会の変化によって新しい指標や項目が必要となる場合の判断や検討・改定の是非は年度ごとに確認するのか。 【理由】 計画期間が9年と長いため	星委員	社会情勢に大きな変化があった場合には、計画期間内でも柔軟に見直しを行います。 また、指標の達成状況を勘案し、新たな指標の設定や、新たな目標値の設定等を行うこととします。		保健福祉総務課	
4	5	全体	全体	今の「復興ビジョン」についてどこまで進み残された課題は何かなど反省点も含めPDCAサイクルで新しいビジョンを考える視点も必要かと思う。	吉川委員	現行ビジョンの指標の達成状況を踏まえ、次期ビジョンの施策や指標等について検討してまいります。		保健福祉総務課	
5	6	全体	全体	全体を通してビジョンには想定外とか何年に1度などの言葉は使ってほしくない。いいわけに過ぎないのだから。難しいけれど、それを超えた英知が必要。全ての県民一人一人が共に。	吉原委員	ビジョンは、様々な立場の方や様々な状況に置かれた方が読むことを想定し、使用する言葉については、読んだ方がどのように感じるのかを考慮しながら慎重に検討してまいります。		保健福祉総務課	
6	7	全体	全体	これからの社会は多様化と複雑化複合化がキーワード。その中で一人も残さずにと言うことが求められる。また人材の育成と教育の質も問われる。少数精鋭と専門性と全体を見通す力量。	吉原委員	御意見として承ります。		保健福祉総務課	
7	8	全体	全体	地域共生社会の実現には、文化の継承と失われた文化の掘起心も必要。温故知新。	吉原委員	御意見として承ります。		保健福祉総務課	
8	9	全体	全体	全般を通して、現行ビジョンの追認(継続)の印象が強い。 個別計画ではないため具象化するのは難しいと思うが、「はじめに」に記載されているとおり、復興の進捗と課題、新型感染症のまん延等、社会情勢や生活環境の変容がある以上、現行ビジョンの検証、反省を踏まえた変革点(新規性)を明確に打ち出すべきではないか。	佐藤委員	現行ビジョンからの変更点が明確になるよう、記載内容を検討してまいります。	○	保健福祉総務課	全文を通して

意見内容・理由				委員名	県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見					
9	10	全体	全体	鎌田委員	関係部局と調整のうえ、記載内容を検討いたします。	○	保健福祉総務課	P.60
10	1	2	目指すべき将来の姿	関委員	御意見を踏まえ、“住み慣れた地域”、“住み慣れた場所”という表現については、記載を修正いたします。	○	保健福祉総務課	P.3 P.14
11	84	2 、12	目指すべき将来の姿	関委員	御意見を踏まえ、“住み慣れた地域”、“住み慣れた場所”という表現については、記載を修正いたします。	○	保健福祉総務課	P.3 P.14
12	11	2	目指すべき将来の姿	遠藤委員	御意見を踏まえ、“住み慣れた地域”、“住み慣れた場所”という表現については、記載を修正いたします。	○	保健福祉総務課	P.3 P.14

意見内容・理由				委員名	県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見					
13	85	2.12	目指すべき将来の姿 【修正前】 ・3項目目「安全・安心な医療、介護・福祉サービス提供体制……(省略)……」 【修正後】 ・「安全・安心な医療、保健、介護・福祉サービス提供体制……(省略)……」 【理由】 保健を加えました。コロナ禍で災害に匹敵する経済的・社会的・その他の多方面での被害や影響を受けた現在、公衆衛生等を含めた保健の概念は外せないと考え加えました。	鎌田委員	御意見のとおり修正いたします。	○	保健福祉総務課	P.3 P.14 ※「保健、医療、介護・福祉」の記載順は「保健医療福祉復興ビジョン」と合わせました。
14	12	2	スローガン やさしさ すこやかさ 魅力あふれるふくしまを共に創りつなぐ笑顔 【理由】 おいしさが食べ物と理解される	遠藤委員	ビジョンのスローガンを作成する際には、御意見を踏まえ検討いたします。		保健福祉総務課	
15	13	2	基本理念 【修正前】経済的な困窮 【修正後】生活困窮 【修正前】子ども(ヤングケアラー)をはじめとする社会的孤立問題など 【修正後】子ども(ヤングケアラー)、社会的孤立問題など 【理由】 困窮は経済的なものばかりではないから 「はじめとする」の前の問題が全て社会的孤立問題という意味になるから	関委員	御意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。	○	保健福祉総務課 児童家庭課	P.3 P.15
16	14	2	基本理念 【修正前】 関係するすべての主体が連携・共創し 【修正後】 関係するすべてが主体となり、連携・共創し	石川委員	御意見のとおり修正いたします。	○	保健福祉総務課	P.3 P.15
17	15	7	6 他部局との主な横断的連携 【修正前】 【修正後】 「犯罪被害者支援」を追加 ※連携:生活環境部、商工労働部、教育庁、警察本部 主な横断的連携に盛り込む課題は連携が必要な典型的な課題とする等選定基準を明確にする。 【理由】 犯罪被害者支援は県が条例化に向け話し合っている。連携がないと支援ができない典型的な課題である。	関委員	他部局の所管であるためビジョンには記載していませんが、関連する施策において連携して対応してまいります。		保健福祉総務課	

		意見内容・理由			委員名				
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見		県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ	
18	16	7	第1節ビジョンの役割 連携・共創の推進	【修正前】 …組織横断的に取り組むべき課題や、より重点的に取り組むべき課題が明らかになり、… 【修正後】 …組織横断的に取り組むべきテーマや、より重点的に取り組むべき課題が明らかになり、… 【理由】 「課題」の多用が目につきました。組織横断的なものは多少大きく普遍的なテーマのレベルとして、その中の具体的な個別的課題を明らかにすることとして理解しました。	鎌田委員	御意見のとおり修正いたします。	○	保健福祉総務課	P.9
19	17	7	第1節ビジョンの役割 他部局との主な横断的 連携	DV・虐待対策の項目に、土木部もチェックをいれてほしい。 【理由】 DV等の被害者保護に関連し、転居先確保が課題なることが多々ある。公営住宅の数・場所・利用条件などがDV等支援に直結することから、関連部局とすべきである。	倉持委員	関係部局と調整のうえ、記載内容を検討いたします。	○	保健福祉総務課	P.9
20	18	12	全体	本文中には、「保健・医療・福祉」(4頁4行、12頁2行、8行など)との表記があるが、「医療、介護・福祉サービス」(ビジョン等の表記)の表記もある。本文を読んでいくと医療と介護・福祉サービスと区別して使われてもいる。そのなかで介護・福祉サービスに該当する内容は、高齢者の介護サービス(主として介護保険サービス)や障がいのある人を対象とした福祉サービスといったように限定的な内容になっているように感じる。地域包括ケアシステムや地域共生社会といったことをもう一方で謳うのであれば、地域医療体制といった医療に特化したものではなく、そこに保健(予防的な意味での)、福祉も含む包括的・総合的な視点が必要になってくるのではないかと思います。現状の文言では、従来の分野ごとに分断されたままで横断的な捉え方、視点がないように受け止められます。言葉が表す内容を踏まえ、全体の記述、取り扱う内容を検討していただければと思います。 【理由】 記述されている内容と表記に齟齬が生じていると感じられるため	久保委員	保健、医療、福祉の連携は、本ビジョンにおいて最も重要なテーマだと認識しております。関係する施策を網羅した上で、わかりやすく視覚化するために体系的な記載とする一方で、全文を通して、それぞれの分野の連携推進が図られるよう記載内容を検討してまいります。	○	保健福祉総務課	全文を通して
21	19	13	基本理念	「…短期間で解決が困難な課題に対しては～長期的な視点で、粘り強く…」とあるが、短期間で困難とするなら目指すべき姿への到達点を今後の時間軸上どのように想定しているのか。また、そこに至るまでの工程上、改定ビジョンのポジションは？ そのイメージを出さないと、単なる問題の先送りと誤解されるのではないかと。	佐藤委員	ビジョンでは、理想のふくしまの将来像を、30年後までに実現すべき姿としており、ビジョンを、その実現の過程に位置づけています。理想のふくしま実現までのプロセスがイメージできるよう、時間軸が明らかとなる記載方法を検討いたします。	○	保健福祉総務課	P.12
22	20	14	主要施策	全国に誇れるを個人が納得するとしてはどうか 【理由】 長寿を誇る必要はないため	遠藤委員	施策の達成基準が曖昧となってしまうため、現在の表現といたします。		保健福祉総務課	

No.	頁	該当箇所	意見内容・理由		委員名	県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
			新たなビジョン(素案)に関する意見						
23	82	15,16	主要施策 東日本大震災・原子力 災害からの復興・再生	ビジョン内容が不明ですので、今後、お示しください。	鎌田委員	中間整理案に向けて、構成を整理してまいります。		保健福祉総務課	
24	83	17,18	第3章 保健医療福祉 施策の基本方針	同上	鎌田委員	中間整理案に向けて、構成を整理してまいります。		保健福祉総務課	
25	21	19	1 全国に誇れる健康 長寿県の実現 (5)高齢者の介護予防 の推進	高齢者の介護予防(10行)との記載がされていますが、今後は積極的な予防への取り組みが必要になってくると思います。その点では、「高齢者」だけではなく「中高年齢者」と比較的早い年代からの予防に向けた取り組みを考えていくと「高齢者」とすることは範囲を狭く認識されてしまうことになるのではないのでしょうか。 【理由】 対象を拡大して考えていく必要があると思うため	久保委員	介護予防の取組は早い年代からの取組も大切であることから、御意見のとおり「介護予防」と修正させていただきます。	○	健康づくり推進課	P.23 P.32
26	22	20	1 全国に誇れる健康 長寿県の実現 (1)健康を維持、増進 するための環境づくり	6行目。「本県の健康寿命は延伸の傾向」とあるが、そのトレンドを示すエビデンスやこれまでの施策の検証は？ 15～17行目。「県民一人ひとり～めざします。」は、従来どおりの定性的、抽象的表現で新鮮味がない。上述「健康寿命の延伸」が成果として示せるなら、それを踏まえて改定ビジョンで力点を置くポイントを明確にすべきではないか。 18～19行目。復興公営住宅の整備も完了した今、あえて「仮設住宅や借り上げ住宅」にスポットを当てるのか。(P.58 4行目も同様)	佐藤委員	健康寿命は、厚生労働省が、「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」において数値を示しており、本県は男女ともに延伸傾向にあります。 力点を置くポイントは、県では、「食・運動・社会参加」を柱とした健康づくりを推進しており、その文言を追記いたします。 「仮設住宅や借り上げ住宅」の表現は、復興公営住宅等という文言に修正いたします。	○	健康づくり推進課	P.24
27	23	20	1 全国に誇れる健康 長寿県の実現 (1)健康を維持、増進 するための環境づくり	【修正前】 ……に従事する者の資質の向上…… 【修正後】 ……に従事する者の専門性の向上…… 【理由】 この場合は専門性が適切でないかと考えましたので、ご検討ください。	鎌田委員	御意見を踏まえ、「専門性」という文言に修正いたします。	○	健康づくり推進課	P.24
28	24	26	1 全国に誇れる健康 長寿県の実現 (4)健全な食生活を育 むための食育の推進	教育よりも貧困改善(又は栄養価の高い食品へのアクセス可能性の向上)という視点を第一に盛り込むべきである。 【理由】 低所得の家庭では、限られた予算の中で空腹を満たそうとするため、高カロリーだが栄養価が低い食品を購入しがちであることなどから、所得が低いほど肥満率が高いと言われている。したがって、健全な食生活のためには、まずは貧困対策が不可欠である。食育の推進は、栄養価の高い食品に容易にアクセスできる環境があるにも関わらず、不健全な食生活に陥っていることが明らかになった場合の施策とすべきである。	倉持委員	御意見として承ります。 御指摘の通り、貧困と食・栄養に相関が見られる事実もありますが、一方で、肥満は低所得の家庭だけに限定される問題ではないことから、県民の食に関する知識の向上は必要な取組であると考えています。		保健福祉総務課 健康づくり推進課	

No.	頁	該当箇所	意見内容・理由		委員名	県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
			新たなビジョン(素案)に関する意見						
29	25	28	1 全国に誇れる健康長寿県の実現 (5)高齢者の介護予防の推進	「元気な高齢者には社会活動への参加・・・生きがいがづくりにつながる」としているところに就労についても環境整備の一つとして入れる。 【理由】 ・高齢者の就労率は70歳以上でも3割程度に達しており介護予防につながっている。 ・グループホームの利用者も軽作業に参加により生きがいがいいにつながっている。	吉川委員	元気な高齢者等の就労支援については、他部局で実施しているところであり、保健福祉部における本ビジョンではその記載を入れておりません。施策としては、就労支援などを実施する他部局と連携しながら、高齢者の生きがいがづくりに努めてまいります。		健康づくり推進課	
30	26	28	1 全国に誇れる健康長寿県の実現 (5)高齢者の介護予防の推進	【修正前】 ・高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で・・・、要介護状態・・・ため、介護予防・・・ 【修正後】 ・高齢者が、地域で自立した生活ができるようにするため、介護予防に関する・・・ 【理由】 文章を簡潔にするため 「住み慣れた地域で」という文章ではなく、「地域で」という表現に統一してはどうか。	関委員	地域包括ケアシステムは「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」において定義されており、「住み慣れた地域でその有する能力に応じて日常生活を営むことができるよう」(略)な体制であることから、「住み慣れた地域」という表現にさせていただきたい。 【参考】地域包括ケアシステムの定義 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」 (定義) 第二条 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。		健康づくり推進課	
31	27	29	1 全国に誇れる健康長寿県の実現 (5)高齢者の介護予防の推進	【修正前】 ・高齢者がその状態・・・支援します。 【修正後】 ・高齢者が、地域で自立した生活ができるようにするため、ニーズに応じて・・・地域包括システム・・・支援します。 【理由】 地域ケアシステムの構築が適切で質の高い福祉、介護サービスにつながることから、地域包括ケアシステムの構築支援を行うという簡潔な文章にしてはどうか。	関委員	背景／課題(P28)にも地域包括ケアシステムの記載がありますので、御意見を踏まえ、簡潔な表現といたします。 【参考】地域包括ケアシステムの定義 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」 (定義) 第二条 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。	○	健康づくり推進課	P.33

		意見内容・理由		委員名				
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見		県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
32	28	34	2 質の高い地域医療提供体制の確保	佐藤委員	新型コロナウイルス感染症医療調整本部で構築した県内医療機関の連携、協力体制は「福島モデル」策定時から大幅に変化しており、また対策も現在進行中であるため、ビジョンには記載しないことといたします。ただし、新興感染症等に対応した医療提供体制の構築について、総合計画の記載に合わせてP38に追記することといたします。	○	地域医療課	P.42
33	29	36	2 質の高い地域医療提供体制の確保	板垣委員	(意見) 「福島県立医科大学保健科学部」が2021より開設されたことを記載しないのか 【理由】 2016.1.12福島県による基本構想が発表され、以降開学した経緯を記載して取組をアピールすべきと考えるため。		医療人材対策室	
34	30	36	2 質の高い地域医療提供体制の確保 (2)安全、安心かつ質の高い医療提供サービスの確保	佐藤委員	8行目。「人口の減少…により、無医地区数等は減少」とは？ 因果関係が不明で、誤解を生じるのではないかと。	○	医療人材対策室	P.40
35	31	40	2 質の高い地域医療提供体制の確保 (4)医薬品等の安全	久保委員	献血に関する「思想の普及啓発」が最初に上げられています。この点が必要のないことだというわけではありませんが、献血の機会(環境)をどうつくっていくかといった点も重要になってくると思います。地域によっては、機会の差は大きくなっているように思いますがいかがでしょうか。現状を十分に知らないものですから、このような方向性が適当なのかどうか判断するのが難しいなかで思っていることです。 また、今日のような新たな感染症への対応、対策などがどのように行われているのかなどを説明するような場も必要になってくるのではないのでしょうか。 【理由】 現状を踏まえて	○	薬務課	P.44

		意見内容・理由		委員名					
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見		県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ	
36	32	40	2 質の高い地域医療提供体制の確保 (4)医薬品等の安全	6行目。「適正かつ安全な輸血療法の向上」とあるが、現状の療法が「不適正で危険」と誤解されないか。	佐藤委員	輸血療法においては、血液そのものの汚染による感染以外にも、使用時の状況により、院内感染リスクも否定できないことから、常に継続的に適正かつ安全な対応が求められるため、前半部分はそのままとさせていただきたいと考えますが、「向上」となるとおっしゃるとおり、今現在、あまり適正ではないとの印象を与える恐れがあることから、一部、修正いたします。	○	薬務課	P.44
37	33	42	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (1)出会い・結婚・妊 娠・出産の希望の実現	本ビジョンに貫かれている価値観のひとつに「多様な考え」「多様性」といったことがあると思います。家族や家庭についての捉え方、多様性を考えると「家庭を築き子どもを育てる」ことを選択することも、選択しないことも併せて了承していく社会の構築が必要になると思いますが、6-8行の表現はその点も踏まえて記述していく方がよいのではないのでしょうか。 【理由】 ビジョン全体の考え方、価値観を踏まえて	久保委員	御意見のとおり、当該箇所の表現については再検討いたします。	○	こども青少年政策課	P.46
38	34	42	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (1)出会い・結婚・妊 娠・出産の希望の実現	タイトルは「～希望の実現」となっているが、本文を読む限り、＜異性と結婚し子供を産み育てることが推奨されるべきライフスタイル＞というステレオタイプの表現に見えるし、まして「教育・啓発」となれば押し付け感につながりかねない。LGBTへの配慮や多様性の尊重という観点から表現をひと工夫する必要があるのではないか。	佐藤委員	結婚・出産・子育てを望む県民の希望をかなえることが施策の目的でありますので、結婚等を望まない県民への押し付けと捉えられるおそれのある表現については再検討いたします。	○	こども青少年政策課	P.46
39	35	42	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (1)出会い・結婚・妊 娠・出産の希望の実現	背景／課題を読むと、次代の親となる若い世代に、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義について、教育・啓発し、出会いの場があれば、出会い・結婚・妊娠・出産が可能になると県が考えているように読み取れる。福島県において、結婚しない人が増えている理由や妊娠・出産が減っている理由をもっと探り、それらの要因への対策を丁寧に記載した方がよいと思う。 【理由】 (他都道府県と比べてでもよいので)福島県の実状に即して対応しなければ、問題の解決にはつながらないと考えるから。	原野委員	結婚・出産・子育てを望む県民の希望をかなえることが施策の目的でありますので、結婚等を望まない県民への押し付けと捉えられるおそれのある表現については再検討いたします。 また、本県で実施しました「少子化・子育てに関する県民意識調査」の結果、未婚化・少子化の要因としては、出会いの機会の減少、子育ての負担感、子育てと仕事との両立の負担感、若者の経済力の低下等があると明らかになっておりますので、そのことを記載いたします。	○	こども青少年政策課	P.46
40	36	42	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (1)出会い・結婚・妊 娠・出産の希望の実現	出会いが少ない人のための機会確保に限るのであれば積極的には反対しないが、そうでない限り、項目に記載されている事項すべてに反対。 【理由】 そもそも、結婚・妊娠・出産は、望むか望まないかを含め個々の価値判断に委ねられるべき事項である。それを、結婚・妊娠・出産が望ましいことであることを前提に、教育・啓発して出産等につなげようという発想自体に賛成できない。また、仮に出生率改善につなげたいのであれば、まずは就労環境や所得の増加その他子育て世代へのあらゆる分野での負担軽減などの具体的施策をもって行うべきである。	倉持委員	結婚・出産・子育てを望む県民の希望をかなえることが施策の目的でありますので、結婚等を望まない県民へ押し付ける意図はございません。本項目には、この点を明記いたします。	○	こども青少年政策課	P.46

		意見内容・理由			委員名				
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見		県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ	
41	37	44	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (1) 出会い・結婚・妊 娠・出産の希望の実現	出会いとあるが、施策の方向には一切記載がないので、前計画にとってつけた感が否めない。取るか、具体的な施策の方向の加筆を検討してほしい。 【理由】 副題に違和感があるため	松枝委員	本項目は、出会いから出産・子育てまで、県民の希望を切れ目なく支えることを意図しておりますので、適切な副題を付けることで対応いたします。	○	こども青少年政策課	P.46
42	38	46	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (2) 子育て支援	7-8行 認可外保育施設を含め保育の質の向上に努める～とありますが、一見すると認可外保育施設は質がよくないと言っているようにも受け止められかねないと思います。質の向上だけでなく、より一層の質の向上、または質の維持・向上と記述した方が適しているのではないのでしょうか。 【理由】 表記を現状と合わせるため	久保委員	認可保育施設に限らず、認可外保育施設を含む全ての保育施設における質の向上を図る必要があるとの趣旨で記載したのですが、他の委員の意見も踏まえ、記載内容を修正いたします。	○	子育て支援課	P.50
43	39	46	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (2) 子育て支援	16-17行 保育人材確保と研修等による質の向上と認可外保育施設への支援は、一致している部分もありますが、別の施策が必要なのではないのでしょうか。その意味では、異なる内容のものが一つの文中に記述されている状況になっているように思います。現状の記述では、認可外保育施設への人材関係に特化した支援になっているように思いますがいかがでしょうか。 【理由】 2つの内容が1文になっているため	久保委員	上記と同様、認可保育施設への支援に限らず、認可外保育施設への支援も推進するとの趣旨で記載したのですが、委員の意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。	○	子育て支援課	P.50
44	40	46	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (2) 子育て支援	保育の質の向上、子どもの権利擁護の観点から保育所の自己評価・公正・中立な第三者機関による福祉サービス第三者評価の受審促進を進める啓発活動を施策の方向に加える。 【理由】 ・国が第三者評価受審費用の半額を負担し、5年ごとの受審を推奨 ・二本松スマイルえくぼ虐待事件があり権利擁護と未然防止対策として必要。	吉川委員	記載内容について検討いたします。	○	福祉監査課	P.50

		意見内容・理由		委員名					
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見		県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ	
45	41	46	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (2)子育て支援	6行目【修正前】「さらに、令和元年10月から、子育て世代の経済的負担を軽減するため幼児教育・保育の無償化が実施されており、量の確保に加えて、認可外保育施設を含め保育の質の向上に努める必要があります。」 【修正後】「さらに、令和元年10月から、子育て世代の経済的負担を軽減するため幼児教育・保育の無償化が実施されており、保育の需要が増えています。認可外保育施設を含め、保育施設の質を保障した上での量の確保に努める必要があります。」 【理由】 「…保育の無償化が実施されており、量の確保に加えて、…」の文のつながりが不明瞭なため。また、小規模園などは定員不足のところもでてきているように、「量の確保に加えて」と量を前面に出すより、「質」を問題にしていくべきだと考えたから。保育所での虐待の事件もあったことを踏まえ、質について誠実に考えるのが務めだと考える。	原野委員	量の確保と質の向上はどちらも重要な施策であることから、他計画の記載内容も踏まえ、原文の表現を生かすこととします。また、量の確保へのつながりを持たせるため、他の委員からの御意見も含め、記載内容を一部修正いたします。	○	子育て支援課	P.50
46	42	46	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (1)出会い・結婚・妊 娠・出産の希望の実現 (2)子育て支援	子育て支援の施策なのに、親への支援は地域子育て支援センターや保育施設のみが担うことになるのか？子育て世代包括支援センターや保健所、地域子育て支援拠点やファミリーサポートなどには入らないか？また、児童養護施設や乳児院等で実施しているショートステイなども子育て支援には入らないか？ 【理由】 p.48やp.50の事業とも重なるのかもしれないが、福島県が担う「子育て支援」として、どれだけのことを考え、実施しているかをもっと書いた方がよいと思ったから。この施策は、福島県として、少子化に歯止めをかけ、どういった人間を育てたいと考えているかがあらわれる重要な箇所だと考える。幼児期の保育・教育の質がその後の人生と関係があるということは近年よく言われていることから、ここでの施策も福島県の将来にとっては重要なことだと考えたから。	原野委員	御意見や他計画の記載内容を踏まえ、子育て世代包括支援センターについてはP44、その他についてはP46の記載内容を修正いたします。	○	子育て支援課	P.48 P.50
47	43	46	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (2)子育て支援	保育の質の向上に関連して、監査体制の強化、第三者評価の推進等を盛り込むべきである。 【理由】 昨今の規制緩和に関連し、様々な形態の保育所が参入している。社会福祉法人であれば、理事会のほかには評議会を持つなど自浄作用も一定程度期待できたが、今後は必ずしもそうとは言えない。そこで、児童虐待等を防止するため、監査体制の強化等についても盛り込むべきである。	倉持委員	御意見をを受けて記載内容を検討いたします。	○	子育て支援課 福祉監査課	P.50

		意見内容・理由		委員名	県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見					
48	44	48	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (3) 援助を必要とする 子どもや家庭への支援 【意見】 18歳未満の子どもが、兄弟の世話をしているヤングケアラーの実態調査と支援の必要性を検討できないか。 【理由】 全国的に増加していると思うので	篠原委員	御意見を踏まえ、記載する方向で検討いたします。	○	児童家庭課	P.53
49	45	48	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (3) 援助を必要とする 子どもや家庭への支援 3-5行 里親による養育と児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進が並列した支援の記述になっています。児童養護施設等の小規模化・地域分散化といった表記だけでは意味が伝わりにくいと思いますがいかがでしょうか。 【理由】 内容が伝わりにくい	久保委員	御意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。	○	児童家庭課	P.52
50	46	48	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (3) 援助を必要とする 子どもや家庭への支援 11行 支援を「届ける」必要があるとの表記がありますが、ここは「届ける」とするのはなぜなのでしょう。意図していることが読み取りにくく感じます。 【理由】 内容が伝わりにくい	久保委員	給付奨学金等、様々な支援制度が整備されているものの、こうした制度が存在していることや活用方法を知らず、支援を受けられない方がいることから、制度の周知等に取り組むことで、困窮している家庭及び子どもが適切な支援を受けられるようにする(支援を届ける)ことを意図しております。		こども・青少年政策課	
51	47	48	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (3) 援助を必要とする 子どもや家庭への支援 23行 療育指導・相談とありますが、療育相談・指導の方がよいのではないのでしょうか。 【理由】 語感として支援を必要とする人からすると指導よりも相談が先にあった方がよいのではないかと思います	久保委員	御意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。	○	児童家庭課	P.52
52	48	48	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (3) 援助を必要とする 子どもや家庭への支援 【修正前】 ・医療的ケア児 冊子等の配布、ウェブサイト上での公表 【修正後】 ・医療的ケアが必要な子ども 冊子等の配布及びウェブサイト上での公表 【理由】 文章の意味を明確にするため	関委員	(医療的ケア児について)御意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。	○	児童家庭課	P.52
53	49	48	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (3) 援助を必要とする 子どもや家庭への支援 【修正前】 経済的な困窮など…… 【修正後】 経済的困窮など…… 【理由】 「な」の多用のため、無しとしました。	鎌田委員	御意見のとおり修正いたします。	○	こども・青少年政策課	P.52

		意見内容・理由		委員名				
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見		県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
54	50	50	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (4)子育てを支える社会 環境づくり 【修正前】 更には家族を超えた地域全体で 【修正後】 更には地域全体で 【理由】 「超えた」の意味が分かりにくい ため	関委員	本記述は、子育ては家族内だけで完結していたのではない点を強調することを意図しております。		こども・青少年政策課	
55	51	52	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (5)若者が自立できる社会 づくり 8行 若者の社会的・経済的な自立の遅れが問題となっており、とありますがこれは福島県の若者の状況なのでしょうか、それとも全国的な傾向としての状況なのでしょうか。県内の若者の状況としてはどうか、何か特徴があるのかといった点はないのでしょうか。 【理由】 課題分析としては、一般論ではなく県内、場合によっては地域ごとに特性があるかもしれませんがそういった地域ごとの全体性をみることも必要になってくるように思います	久保委員	若者の社会的・経済的な自立の遅れは全国的な傾向であり、本県の若者は、就職後の早期離職率や無職の若者の割合等において全国と同様の傾向にあります。		こども・青少年政策課	
56	52	52	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (5)若者が自立できる社会 づくり 16-17行 ①経済的に自立し、②働くことなどを通して自らを高め、③社会に貢献していけるよう、と並列的に記述されていますがこれら全てを一気に実現できるようにしていくのはかなり難しく、またこれらを県民に求めていくことは現実的なのかやや疑問に思います。施策の方向ですので枠組みが示されていることは分かりますが、整理し記述方法を検討してもよいのではないのでしょうか。 また、16行以降に6つの施策の方向が示されていますが、これらをどのような順で表記していくのかも県の方向性ととも、県民に求める姿のように思いますのでそのことも含めて考えていただければと思います。 【理由】 現在の社会問題とその解決方法との方向性に多少の齟齬があるように感じられるため	久保委員	職業生活は社会的存在である人間にとって基本的な社会参加の形です。ある飲料メーカーのCMで「世界は誰かの仕事でできている」というものがありました。働くことを通じて自らの能力を最大限発揮することが重要な社会参加と貢献になるとの考えから、①②③はそれぞれ独立したものではなく、同時に達成されるものであると認識しております。また、施策の方向の記載順については再検討します。	○	こども・青少年政策課	P.56

No.	頁	該当箇所	意見内容・理由		委員名	県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
			新たなビジョン(素案)に関する意見						
57	53	52	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (5)若者が自立できる社 会づくり	取り組みは子どもの時からの対応が必要であり、不登校や子どもの引きこもり等早い段階からの取り組みも入れる。 【理由】 若者の引きこもりの原因が子ども時代に起因する場合が多いので	吉川委員	御意見のとおり、施策の方向に不登校やひきこもり状態にある子どもへの支援を含めることとし、表現について再検討いたします。	○	こども・青少年政策課	P.56
58	54	52	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (5)若者が自立できる社 会づくり	【修正前】 まさに「国難」とも称される事態が発生したことから、このような中、若者の社会的・経済的自立の遅れが問題となっており、若者が… 人生100年時代 自立して生き抜く基礎を 総合的な取り組みを行っている企業を支援します。 ニート等の自立に向けた 【修正後】 これまで経験したことのない事態が発生したことのないこともあり、このような中、若者が… 削除 自立して生活する基礎を 総合的な取り組みが行えるよう企業を支援します。 (削除)自立に向けた 【理由】 平易で誤解が生じず、分かりやすい文章にするため	関委員	御意見のとおり、当該箇所の表現については再検討いたします。	○	こども・青少年政策課	P.56
59	55	52	3 安心して子どもを み育てられる環境づくり (5)若者が自立できる社 会づくり	施策の方向の中の「社会に貢献していけるよう」という文言を除外すべきである。 【理由】 SDGsの考え方などもベースにビジョンを改訂するとされているが、その考え方に基づけば、すべての人の人権が実現され、平等に、生まれ持った能力が発揮できるような社会自体が目標である。社会のために、若者の能力育成を図るかのような誤解を与えるような表現は削除すべきである。	倉持委員	御意見のとおり、当該箇所の表現については再検討いたします。	○	こども・青少年政策課	P.56

		意見内容・理由		委員名				
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見		県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
60	56	56	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (1)県民一人ひとりがと もにつながり支え合うこ とのできる社会づくりの 推進(地域共生社会) 4-6行 「急速な高齢化が進行する中で、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる」とありますが、高齢者や障がいのある方だけの話ではなく、その家族を含めたすべての世代、年代の人びとが安心して暮らせることが求められるのが現状だと思いますが従来からのような「高齢者や障がいのある方」に限定した記述でよいのでしょうか。 また、上記の箇所に続く「介護・福祉サービス」とありますが(ビジョン全体が同様の表記になっていますが)、一般的には制度上(介護保険制度や障害者総合支援制度)のサービスを意図して記述される場合が多く、地域共生社会といった点からすれば制度外のサービスを含めて考えていくことが求められると思いますが、この点についての課題分析がどのようにされているのでしょうか。 【理由】 表記内容と文面に齟齬があるように思われるため	久保委員	御意見を踏まえ、記載内容について、再度検討いたします。 また、ビジョン全体を通しての「介護・福祉サービス」という表現の使い方について再度整理いたします。	○	社会福祉課 保健福祉総務課	P.60
61	57	56	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (1)県民一人ひとりがと もにつながり支え合うこ とのできる社会づくりの 推進(地域共生社会) 17-18行 生活保護世帯に占める高齢者世帯の割合が増加しているのは政策的な動向とリンクしているところだと思います。そのなかで、「適切に対応していく必要」と言った場合の施策はどのようなものなのでしょうか。次頁の11-12行に記載されている「要保護者の自立」とはどのようなものになるのでしょうか。イメージができず、方向として妥当かどうか分かりません。 【理由】 記述されている内容と表記に齟齬が生じていると感じられるため	久保委員	御意見を踏まえ、記載内容について、再度検討いたします。	○	社会福祉課	P.60
62	58	56	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (1)県民一人ひとりがと もにつながり支え合うこ とのできる社会づくりの 推進(地域共生社会) 22行以降 タイトルや背景／課題に「地域共生社会」を形成していくことが示されていますが、そのことを実現する施策としてどの点が該当しているのか分かりにくいのではないのでしょうか。たとえば、地域福祉計画の策定がそれに寄与する方法だと分かる人は限られているように思いますがいかがでしょうか。 【理由】 記述内容が伝わりにくいと感じられるため	久保委員	御意見を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた施策であることが伝わりやすいように修正いたします。	○	社会福祉課	P.60
63	59	56	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (1)県民一人ひとりがと もにつながり支え合うこ とのできる社会づくりの 推進(地域共生社会) 高齢者や障害のある方→高齢者や障害のある方など誰もが 【理由】 県民全体を入れる (見えない隠れている人もいるから)	遠藤委員	御意見のとおり修正いたします。	○	社会福祉課	P.60

		意見内容・理由		委員名				
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見		県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
64	60	56	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (1)県民一人ひとりがと もにつながり支え合うこ とのできる社会づくりの 推進(地域共生社会) 【修正後】背景/課題、施策の方向 背景/課題に入れる内容 (例文)少子高齢化の進行や単身世帯・核家族世帯の増加、東日本大震災等により、世帯分離が進み家庭内での支え合う力の低下や地域でのつながりの低下が進み、社会的孤立や生活困窮等、複雑かつ多様な課題が生じて施策の方向に入れる内容 (例文)地域生活課題を解決するため、制度・分野ごとの縦割りから丸ごの支援へ転換するとともに、住民同士のつながりを強くし我が事として受け止めながら共に支え合う地域づくりを支援します。 【理由】 地域共生社会とはどんなことなのかわかるような文章にするため。案文では「高齢者・障がい者」の課題を解決する社会が地域共生社会という印象になります。	関委員	御意見を踏まえた内容に修正いたします。	○	社会福祉課	P.60
65	61	57	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (1)県民一人ひとりがと もにつながり支え合うこ とのできる社会づくりの 推進(地域共生社会) 【修正前】 社会福祉士等の専門職と連携し、市町村が行う… 【修正後】 社会福祉士と司法書士等の専門職と連携し、市町村が行う… 【理由】 成年後見人のデメリットとして、成年後見人や青年監督人に支払う報酬料が高い。身上監護の点で司法書士が成年後見人になった場合、障害のある人の情報(日常生活など)不足のため、本人を中心とする意思決定支援が反映されず、適切に金銭管理がなされていないケースが多い。 法定後見人の場合、家庭裁判所で選任されるため、家族が選べず利用促進が進まない。一度付けてしまうと取り外せないことも問題となっている。 本人や家族の相談者である社会福祉士と、財産や金銭管理や契約の専門家である司法書士が連携し、本人を中心とする意思決定につなげ権利擁護を可能としたものとなるよう修正していただきたい。	石川委員	後見人等に対する報酬については、市町村による助成を受けられる場合があります。県では、市町村が行う申立費用及び報酬助成に関するモデル要項をH30年に作成しており、今般、助成対象者の範囲拡大に向けてそのモデル要項を改訂し、市町村へ周知したところです。 後見人等は本人の状況を鑑み、家庭裁判所によって選任されるものです。より本人の状況に合った後見人等が選任されるように、各市町村における成年後見制度に関する地域連携ネットワークの整備を推進する必要があり、市町村に対する専門職の派遣や研修を実施します。 なお、司法書士、弁護士等を専門職の例示として記載します。	○	高齢福祉課 障がい福祉課	P.71
66	62	57	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (1)県民一人ひとりがと もにつながり支え合うこ とのできる社会づくりの 推進(地域共生社会) 施策の方向の中の、生活保護の部分に、生活保護制度に関与する職員の研修その他質を向上させるための取り組みを加えるべきである。 【理由】 生活保護法に基づき、生活困窮者の保障を適正に行うことは法律上、当然のことであるが、生活保護に関しては、職員が法律や通知通達に違反した不適切な説明等を行った結果、適正な保障が受けられなかったという事例が繰り返されている。したがって、保障を適正に行い、生活保護分野での福祉の質を向上させるため、研修等を実施すべきことを盛り込むべきである。	倉持委員	御意見のとおり修正いたします。	○	社会福祉課	P.61

		意見内容・理由			委員名				
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見		県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ	
67	63	58	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (1)県民一人ひとりがと もにつながり支え合うこ とのできる社会づくりの 推進(こころの健康等)	<p>予算の関係があるのかもしれませんが、との前置きをしますが…。タイトルに記載されている事項は震災後や避難をされている方々固有の問題・課題とは言えない状況にあると思います。また、自宅を獲得された方々は元避難者とされ、こういった施策の対象として考えられなくなってきているように思いますが抱えている問題は変わらなかったり、より深刻なものだったりもしています。加えて、昨今の地域形成の状況や世帯構成の変化などを踏まえると従来ほどの家族内、地域内でのつながり、関係はいずれも希薄化してきていたり孤立化しやすい状況があるように思います。そういったことを踏まえて幅広く問題を捉えていってもよいのではないのでしょうか。</p> <p>【理由】 現状と記述内容に齟齬があるように感じられるため</p>	久保委員	御指摘のとおり、人と人との関係性の希薄化は避難地域固有の問題ではないため、限定的な内容と捉えられないように記載方法を検討します。	○	社会福祉課	P.62
68	64	59	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (1)県民一人ひとりがと もにつながり支え合うこ とのできる社会づくりの 推進(こころの健康等)	重層的支援体制整備事業の全県的な取り組みを支援する	松本委員	御意見について検討いたします。	○	社会福祉課	P.60
69	86	58,59	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (1)県民一人ひとりがと もにつながり支え合うこ とのできる社会づくりの 推進(こころの健康等)	<p>【修正前】 ボランティアは……必要です。 誰もが気軽に……支援します。</p> <p>【修正後】 改めて地域における支え合いの体制づくりやボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりが必要です。 地域における支え合いの体制づくりやボランティア活動に参加するきっかけづくりなどを行う……支援します。</p> <p>【理由】 ボランティア活動のみならず、改めて地域の支え合いの体制づくりが必要であるから。</p>	関委員	御意見を踏まえた内容に修正いたします。	○	社会福祉課	P.62 P.63

		意見内容・理由		委員名				
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見		県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
70	65	60	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (2)介護・福祉サービス提供体制・質の向上 「介護・福祉サービス」は一般的に考えると介護サービスはもちろんのこと、障がいのある人たちの日常生活支援や保育サービスなども含む概念だと思いましたが、内容を見ていくとかなり狭いものとして記述されています。人びとに対するメッセージにもなる文章だと思いますので、場合によっては介護・福祉サービス＝介護が必要な高齢者のものと矮小化されたものとして人びとに理解されたり、認識されたりすることになるのではないかと思います。今後のことを考えると、もう少し幅広い意味を持つ言葉として使用してはどうでしょうか。 【理由】 用語の適切な理解に至らないと思うため	久保委員	記載内容について、再度検討いたします。	○	保健福祉総務課 障がい福祉課	P.66 P.67
71	68	60	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (2)介護・福祉サービス提供体制・質の向上 福祉サービスについても言及すべきである。 【理由】 「介護・福祉サービス」とされているが中身は高齢者の介護サービスについてしか言及がないため。	倉持委員	障がい者福祉に関する記載について追記いたします。	○	保健福祉総務課	P.66 P.67
72	66	60	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (2)介護・福祉サービス提供体制・質の向上 ・介護助手の普及について、背景/課題、施策の方向に入れてほしい。 介護助手の普及により介護職員が専門的な介護に集中できる。 ・外国人介護労働者の導入についても触れてほしい。 日本人だけでは絶対数が少なく、すでに外国人の雇用も進んでいる。 【理由】 現在県は「介護助手」普及に向けたモデル事業を実施しており、年間90人程度の雇用がある。国も来年度からの普及事業を予算要求している。外国人についてもすでに導入が行われている。	関委員	記載内容について、再度検討いたします。	○	社会福祉課	P.64
73	67	60	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (2)介護・福祉サービス提供体制・質の向上 13行目。「育成・確保が望まれます。」とあるが、当事者意識が薄く、他人事のような印象を与えないか。	佐藤委員	記載内容について、修正いたします。	○	社会福祉課	P.64
74	69	60	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (2)介護・福祉サービス提供体制・質の向上 社会的養護(保育園、児童養護施設、ファミリーホーム等)におけるサービス向上と虐待の予防に関する研修会の実施	松本委員	御意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。	○	児童家庭課	P.66 P.67

		意見内容・理由		委員名				
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見		県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
75	70	64	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (3)生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる社会づくりの推進 タイトルにある「生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる社会づくりの推進」はすべての世代、年代に関して言えることであると思いますが、本項目の内容は障がいのある方々を中心とした限定的な理解になってしまうのではないかと思います。【理由】現状と記述内容に齟齬があるように感じられるため	久保委員	御意見を踏まえ、タイトルと記載内容に齟齬がないように修正いたします。	○	保健福祉総務課	P.59 P.68
76	71	64	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (3)生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる社会づくりの推進 (削除)誰もが誰とでも(削除)さらに、新型コロナウイルス感染症・・・重要です。【理由】削除したほうがよい。あえて新型コロナウイルス感染症に関して記述しなくてもよいのではないか。	関委員	御意見の通り修正いたします。	○	保健福祉総務課	P.68
77	72	64	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (3)生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる社会づくりの推進 「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」が施策の柱であるはず。施行後の効果検証や改定ビジョンへの反映などの視点を盛り込むべきではないか。	佐藤委員	御意見を踏まえ、記載内容を検討します。	○	障がい福祉課	P.68
78	73	64	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (3)生活に希望を持ち、自らの能力を発揮できる社会づくりの推進 施策の内容を再検討すべきである。【理由】SDGsや障がい者の権利条約の理念に基づけば、障害のある人も包摂した社会が目指すべき社会像となる。その理念に基づけば、障害のある方もそうでない方もともに参加できるイベントや団体の推進を図るべきである。ところが、ここで提案されている障がい者芸術作品展はその方向性に反するものである可能性がある。また、その他の提案についても障がいのある人だけを区別したものなのか、そうでないのかわかりにくく、施策の内容自体について表現も含めて再検討してほしい。	倉持委員	障がい者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのもので、共生社会の実現に寄与するものと考えます。記載内容について、わかりやすい表現とするよう検討します。	○	障がい福祉課	P.68

		意見内容・理由		委員名				
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見		県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
79	74	66	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (4)差別の解消及び権利擁護の推進、DVの根絶 22行 相談専用窓口を設置し、障がいのある方への差別解消を推進、とありますがこれは何の相談専用窓口なのでしょう。詳細が分からずで恐縮ですが、障がいのある方を別枠でといった内容は、場合によっては「逆」の差別を生み出すこともあります。そのようなことにならないよう、記述内容、表記には留意が必要だと思います。 【理由】 内容が伝わりにくいと感じたため	久保委員	御意見を踏まえ、記載内容を修正します。	○	障がい福祉課	P.70
80	75	66	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (4)差別の解消及び権利擁護の推進、DVの根絶 内容が全て虐待・DVのみなので、差別(LGBT等)について記述すべき。 背景/課題:【修正前】市町村等・・・や連携 虐待件数 【修正後】市町村等関係機関は虐待の防止・早期発見・早期対応や連携 虐待対応件数 施策の方向:①相談窓口を設置し、・・・ すでに設置してある場合は「活用し」という表現にしては ②研修を実施します。 すでに実施しているので、「充実します」ではどうか。 【理由】 虐待に関して児童相談所や警察で公表している件数は「虐待対応件数」です。 虐待件数は把握できません。	関委員	LGBTの差別については、他部局の所管であるためビジョンには記載していませんが、関連する施策において連携して対応してまいります。 なお、タイトル等の記載については、誤解が生じないように記載内容を検討いたします。 また、相談窓口に関して、御意見を踏まえて修正します。 虐待対応件数について、御意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。	○	保健福祉総務課 障がい福祉課 児童家庭課	P.59 P.70
81	77	66	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (4)差別の解消及び権利擁護の推進、DVの根絶 施策の方向の中に、児童虐待、障害者虐待防止のための研修も盛り込むべきである。 【理由】 高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待等が本項目の対象とされているのに、施策の方向の最終項目は、高齢者虐待のことにしか言及がないため。	倉持委員	御意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。	○	児童家庭課 障がい福祉課	P.70
82	78	66	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (4)差別の解消及び権利擁護の推進、DVの根絶 権利擁護とあるが、施策の方向に、より具体的に子どものアドボカシー、ヤングケアラーなど 認知症、精神患者に対する成年後見制度の利用・啓発 【理由】 誰に対する政策かを明確にするため。主体は支援者ではなく当事者	松枝委員	御意見を踏まえ、記載内容を修正いたします。	○	保健福祉総務課 児童家庭課	P.70

		意見内容・理由		委員名				
No.	頁	該当箇所	新たなビジョン(素案)に関する意見		県の考え方	本文の修正	担当課	修正後のページ
83	76	66	4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進 (4)差別の解消及び権利擁護の推進、DVの根絶 (背景/課題)において言及されているとおり虐待件数が増加傾向にあり、特に児童虐待は大きな社会問題となっている。「福島県子供を虐待から守る条例」も施行されており、大きな視点として盛り込むか、ビジョン改定を機に施策として独立させることが必要ではないか。	佐藤委員	児童虐待については、48ページ「(3)援助を必要とする子どもや家庭への支援」及び66ページ「(4)差別の解消及び権利擁護の推進、DVの根絶」にそれぞれ深く関わる内容であり、それぞれの中で、児童虐待の防止、児童相談所や市町村の体制整備、家庭的養護の推進、自立に向けた支援等についてより丁寧に記載し、取り組んでまいりたいと考えております。	○	児童家庭課	P.70
84	79	73	5 誰もが安全で安心できる生活の確保 (5)人と動物の調和ある共生 愛玩動物(16行)とペット(21-24行)の表記がありますが、同じことを意味していると思いますが使用する言葉が異なっていますが、かまわないのでしょうか。 【理由】 同じものを別の表記で示しているため	久保委員	愛玩動物とペットは同義であることから、同一表記に修正します。	○	食品生活衛生課	P.78
85	80	76	5 誰もが安全で安心できる生活の確保 (6)災害時健康危機管理体制の強化 9行 新型コロナウイルス等→新型コロナウイルスをはじめとした、といった感染に関するリスクの高いものを代表としてそれ以外もといった広く感染症に対する備えといったニュアンスを強めるには「等」ではない方がよいのではないのでしょうか。 【理由】 積極的なニュアンスを示すため	久保委員	御意見のとおり修正いたします。	○	保健福祉総務課	P.80
86	81	80	第4章 関連する計画 「ビジョン」という性格上、総花的、定性的表現とならざるを得ないとしても、「抽象的で説得力がない」との批判、誤解を回避するためにも、各分野ごとの施策展開や具体的事業構築、それらの評価指標の設定等は各個別計画において策定する旨、場合によっては総合計画との関係性も含めて、全体構造の説明を丁寧にを行う必要があるのではないか。(全体構造については、P.2「ビジョン全体像」で触れた方が効果的と思われる)	佐藤委員	御意見を踏まえ、総合計画、各個別計画との関係性について追記いたします。	○	保健福祉総務課	P.2